

障害者である職員の任免状況について（令和5年6月1日現在）

《市長部局》

法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 ※1	障害者である職員数 ※2	実雇用率 ※3	法定雇用率 (参考)
1440人	40人	2.78%	2.6%

《教育委員会》

法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 ※1	障害者である職員数 ※2	実雇用率 ※3	法定雇用率 (参考)
142.5人	4人	2.81%	2.6%

※1 職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数。

※2 厚生労働省職業安定局「障害者である職員の任免に関する状況の通報に係る手引」に基づき算出。（例：重度身体障害者は1人を2人に相当するものとして算出）

なお、障害の種類別人数については、特定の者が障害者であること及びその障害の程度等が推測されるおそれがあることから、公表を差し控えます。

※3 実雇用率＝障害者である職員数／法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数×100